

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合行政不服審査法施行  
条例

平成28年2月5日

条例第4号

(趣旨)

**第1条** この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額等)

**第2条** 法第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（法第66条第1項において準用する場合を含む。）及び法第81条第3項において読み替えて準用する第78条第4項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、別表のとおりとする。

(手数料の減免)

**第3条** 審理員は、法第38条第1項（法第66条第1項において準用する場合を含む。）の規定により交付を受ける審査請求人又は参加人（以下「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め1件につき2,000円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第38条第1項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を審理員に提出しなければならない。

3 前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

4 法第9条第3項の規定により読み替えて法第38条第1項の規定を適用する場合又は他の法律の規定において同項の規定を準用する場合であって法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、第1項及び第2項中「審理員」とあるのは「審査庁」と読み替えるものとする。

**第4条** 前条第1項から第3項までの規定は、法第66条第1項において準用する法

第38条第1項の規定により交付を受ける再審査請求人等について準用する。この場合において「法第38条第1項」とあるのは「法第66条第1項において準用する法第38条第1項」と、「審査請求人」とあるのは「再審査請求人」と読み替えるものとする。

**第5条** 第3条第1項から第3項までの規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定により交付を受ける審査請求人等について準用する。この場合において、第1項及び第2項の規定中「法第38条第1項」とあるのは「法第81条第3項において準用する法第78条第1項」と、「審理員」とあるのは「伊豆市伊豆の国市外1組合行政不服審査会」と読み替えるものとする。

(送付による交付)

**第6条** 対象書面等の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を受ける審査請求人等は、第2条の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

#### 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	交付の方法		金額
1 文書又は図画	複写機により用紙に複写したものの交付	日本工業規格 A 3 判以下の用紙を用いて行うもの	白黒の場合 1 枚につき10円 カラーの場合 1 枚につき50円
		日本工業規格 A 2 判、A 1 判、及び A 0 判の用紙を用いて行うもの	白黒の場合 1 枚につき50円 カラーの場合 1 枚につき70円
		その他公文書の性質に応じて作成するもの	当該写しの作成に要した金額
2 電磁的記録	用紙に出力したものの交付	日本工業規格 A 3 判以下の用紙を用いて行うもの	白黒の場合 1 枚につき10円 カラーの場合 1 枚につき50円
		日本工業規格 A 2 判、A 1 判、及び A 0 判の用紙を用いて行うもの	白黒の場合 1 枚につき50円 カラーの場合 1 枚につき70円
		その他公文書の性質に応じて作成するもの	当該写しの作成に要した金額

備考 用紙の両面に複写され、又は出力されたときは、片面を1枚として手数料を算定する。

